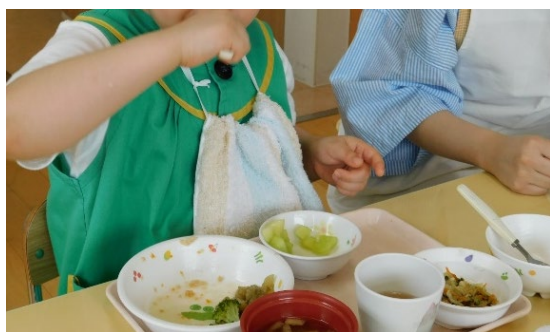


岡崎市児童発達支援センター給食搬入特区

都道府県名：	愛知県	
申請主体名：	岡崎市	
区域の範囲：	岡崎市の全域	
特区の概要：	<p>本市では、障害児通所支援事業の利用希望者が大きく増加しており、児童発達支援センターの増設が必要だが、設置要件である給食の施設内調理は、費用・管理面での負担が大きく、設置に当たり、大きな障壁となっている。</p> <p>そこで、本特例措置の活用により、給食調理業務の費用・管理面での負担を軽減することで、市の人口規模に応じた設置数に近づけ、中核的な療育拠点の拡充を図るほか、安定した給食提供を行うことや事業所の費用節減、人的資源の療育事業への注力が可能となることから、きめ細やかな療育を提供し、運営の合理化が期待される。</p>	
適用される規制の特例措置：	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



給食の様子（イメージ）
（写真は公立の児童発達支援事業所）



療育の様子（イメージ）
（写真は公立の児童発達支援事業所）